平成２１年（フ）第６６号
兵庫県佐用郡佐用町奥海723番地
債務者　間森　秀一
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１１９号
山口県宇部市居能町１丁目７番28―202号
債務者　渡邉知津美（旧姓現海）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月８日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第８８号
群馬県桐生市菱町５丁目589番地の１
債務者　髙橋　健次
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第８９号
群馬県桐生市浜松町２丁目１番58号
債務者　千　　明子（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第９３号
群馬県桐生市相生町２丁目518番地の10　東宮ハイツ３号
債務者　大柿　由美
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第１３００号
名古屋市緑区ほら貝１丁目４番地　メゾン螺貝206号
債務者　福戸　正子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３７６号
名古屋市南区豊４丁目18番69号　南豊東住宅１棟311号
債務者　各務健太郎
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６８４号
名古屋市南区豊４丁目18番69号　南豊東住宅１棟311号
債務者　各務　信子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０２７号
名古屋市西区笠取町１丁目36番地　エクセレント笠取202号
債務者　和田　英男
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８５２号
神戸市北区大沢町日西原1481、住民票上の住所兵庫県加東市池之内492番地357
債務者　トントンＤＯＧワールドこと　兼子　廣美
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０２４号
神戸市垂水区五色山４丁目３番８号
債務者　菅　　和子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０３８号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番１―308号
債務者　町口　陽子
1　決定年月日時　平成21年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３８号
兵庫県たつの市新宮町中野庄185番地１
債務者　井上江利架（旧姓下野）
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１５６号
鳥取県西伯郡南部町田住1041番地11
債務者　齋藤　忠典
1　決定年月日時　平成21年８月10日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１５７号
鳥取県米子市皆生新田１丁目１番31号　101号
債務者　鈴木　靖彦
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１６０号
鳥取県米子市皆生５丁目19番36号
債務者　敦賀　　磐
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２１８号
愛媛県松山市祇園町１番12号　ハーモニーコート202号
債務者　管家　昇一
1　決定年月日時　平成21年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月９日まで
松山地方裁判所